

労災保険制度について

令和8年5月

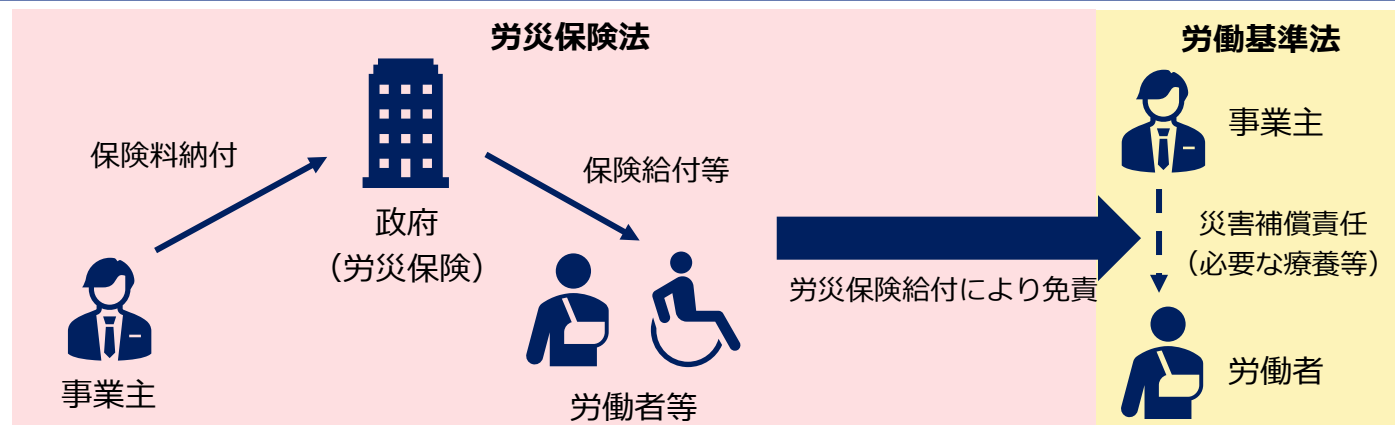
農林水産省
経営局就農・女性課

<制度概要>

労働者災害補償保険制度の概要

趣旨・目的

- 労災保険は、**労働者の業務災害、複数業務要因災害（※）及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付**を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、**労働者の福祉の増進に寄与することを目的**としている。
※ 複数業務要因災害とは、複数事業労働者（傷病等が生じた時点において、事業主が同一でない複数の事業場に同時に使用されている労働者をいう。）の2以上の事業の業務を要因とする傷病等のことをいう。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われるべきものである場合には、この責任は免除され、**労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている**。



概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、**原則として労働者を使用するすべての事業に適用する**。
対象外：
・ 国家公務員、地方公務員（現業の非常勤を除く。）
・ 農業、林業、水産業のうち一定の要件に当てはまる事業（暫定任意適用事業）
※ 中小事業主、一人親方、フリーランス等の労働者以外の者についても、特別加入制度により任意加入が可能。
- 主な保険給付は、**療養（補償）等給付、休業（補償）等給付、障害（補償）等給付、遺族（補償）等給付等**がある。
また、**労災保険の附帯事業として社会復帰促進等事業**があり、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業や、労働者の安全と衛生の確保などのために必要な事業等を行う。
- **原則として事業主の負担する保険料**によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

労災保険給付の概要

業務や通勤に起因する負傷、疾病等に対してなされる主な労災保険給付は以下のとおり。

※ 業務災害については療養補償給付等、通勤災害については療養給付等が給付される。

①療養（補償）等給付



被災労働者が傷病を受けたことについて、必要な療養の給付又は必要な療養の費用の支給を行う。

↓ 障害を残し症状固定

③障害（補償）等給付



傷病の治癒後において、身体に労働能力の全部又は一部を喪失するような障害を残し、将来に向かって収入を得られなくなったことによる損害を填補するものとして、年金又は一時金の支給を行う。



労働災害発生

治療が必要

治療のため休業が必要

障害を残し症状固定

②休業（補償）等給付

傷病の治療のために労働することができず、そのために収入を得られなかったことによる日々の損害を填補するものとして、平均賃金の6割に相当する金額の支給を行う。



↓ 1年6か月経過
(一定の障害が残存)

④傷病（補償）等年金

傷病が一定の障害の状態にあり、その結果労働能力を喪失したことによる損害を填補するものとして、障害の程度に応じた年金の支給を行う。

不幸にして亡くなられた場合

⑤遺族（補償）等給付

被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害を填補するものとして、遺族に対し年金又は一時金の支給を行う。

⑥葬祭料等（葬祭給付）

死亡した労働者の葬祭を行った者に給付を行う。

その他の保険給付

⑦介護（補償）等給付



傷病により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を支給する。

⑧二次健康診断等給付



過労死防止対策の一環として、定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見があると認められた場合に、二次健康診断及び特定保健指導の給付を行う。

労災保険の適用

適用を受ける事業

- 原則として、労働者を使用する全ての事業に適用される。

適用除外

- 国家公務員、地方公務員（現業の非常勤を除く。）は適用されない。

暫定任意適用事業

- 農業：個人経営で常時5人未満の労働者を使用する事業（一定の危険・有害作業を行う事業及び事業主が農業について特別加入している事業を除く）
- 林業：労働者を常時使用せず、かつ、年間使用延べ労働者数が300人未満の個人経営の事業
- 水産業：常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業であって、総トン数5トン未満の漁船によるもの又は災害発生のおそれが少ない河川、湖沼又は特定海面において主として操業するもの

【参考】農業を暫定任意適用事業とした当時の理由

「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行（第三次分）等について」 （平成三年三月一日 発労徴第一三三号基発第一二三号）（抜粋）

1 改正の趣旨及び概要

(1) 改正の趣旨

イ 全面適用の困難性

労災保険は、その制度趣旨からいって、すべての労働者に適用されることが望ましく、昭和四七年四月一日からは、政令で定める暫定任意適用事業を除き労働者を使用するすべての事業が適用事業とされた（旧四四年法附則第十二条）。

この暫定任意適用事業の範囲も、昭和五〇年四月一日から、個人経営の労働者五人未満の農林水産業の一部にまで縮小が図られた（昭和五〇年政令第二六号）が、農業については、適用拡大の必要性が比較的高い（注1）ものの、その事業場における労働実態の把握が困難であること等の理由（注2）から、その後の特段の適用拡大の措置は講じられてこなかった。

（注1） 林業は常時一人以上労働者を使用していれば適用事業であるし、水産業についても総トン数五トン以上の漁船は内水面のみにおける操業を除いて適用事業となっているため、未適用の範囲は農業と比較して小さいと考えられる。

（注2） 具体的な理由として、以下のことが挙げられる。

- ① 農家では、ゆい・手間替えという労力の相互融通の習慣があり、ゆい・手間替えによって働く者は一般的には労働者とはいえないが、これらの者と労働者とは外見的には区別が困難であること。
- ② 農繁期のみならず労働者を使用する機会が多く、その実態を把握することが困難であること。
- ③ このため、個人経営の労働者五人未満の農業を当然適用事業とした場合、各事業場が適用事業となるか否かの判断が困難又は煩瑣であること。

なお、①のゆい・手間替えの定義について、昭和五二年農林省統計情報部の一九七五年農業センサスでは、「農業相互間の労力交換のことで、労力の等価交換を原則としているすべての労力交換が含まれる。したがって労力の過不足を金銭、物品で清算したものも該当する。……（中略）……共同田植、共同防除などの共同作業で作業をしてもらった場合もここに含める。」とある。

ロ 特別加入制度を利用した新たな適用拡大

農業に関しては、指定農業機械（耕うん機、コンバイン、動力揚水機等）を使用する作業に従事する者について特別加入することができることとなっている（労災則第四六条の一八第一号）が、さらに、平成三年度実施予定の対象作業の範囲を拡充した新しい特別加入の制度を新設する（そのための省令改正は、平成三年四月一日又は平成三年度予算成立の日の翌日のいずれか遅い日に施行される予定である。詳細は、おって通達する。）こととして（その結果、農業の特定作業従事者に係る特別加入は二種類が並立することとなり、これらを以下「農業関係特別加入」という。）、これら農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）に係る特別加入者が行う事業を適用事業とすることとした（新四四年法附則第一二条）。

これは、

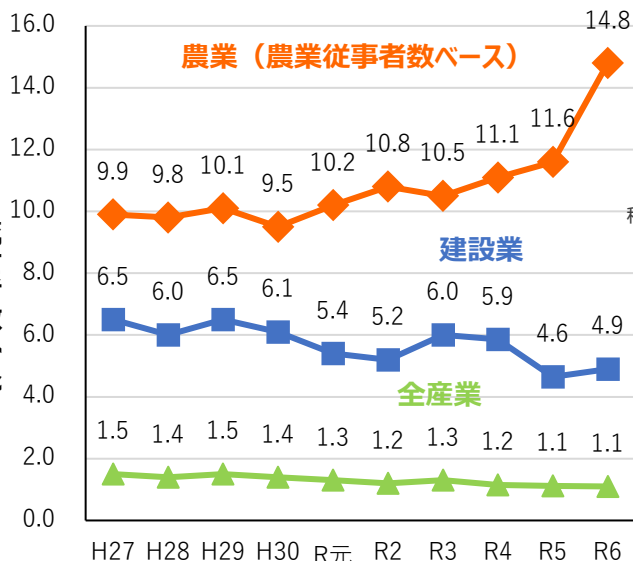
- ① 現在、暫定任意適用事業とされている事業についても、労働者保護の観点から、できる限り適用拡大を図っていく必要があり、特に、事業主が特別加入することによって労災保険の保護を受けている事業に労働者が使用された場合は、均衡上も適用事業とすることが適当と考えられること。
- ② 特別加入団体及びその加入者が、農業協同組合（以下「農協」という。）等に労働保険関係事務の処理を委託することができ、その場合には、各加入者の行う事業の実態等を把握することが比較的容易であり、特別加入者が行う事業に係る保険関係手続の適正化が図りやすいと考えられること。
- ③ 平成元年一二月二五日の労働者災害補償保険審議会の建議において、新たな農業の特別加入制度を新設するとともに、当該特別加入事業主が労働者を雇用した場合は、自動的に労災保険を適用する仕組みを設ける旨の提言がなされたこと。等を理由とするものである。

<農業の状況>

農業における労働災害の状況

- 農業における就業者10万人当たりの死亡事故者数は14.8人と増加傾向であり、他産業に比べて高い状態が継続。
- 死亡事故の要因は、農業機械に係る事故が54%を占めるほか、熱中症、ほ場や高所からの転落等、多岐に渡る。
- 労働者数5人未満の小規模経営体においても、死亡事故等の労働災害が発生している状況。

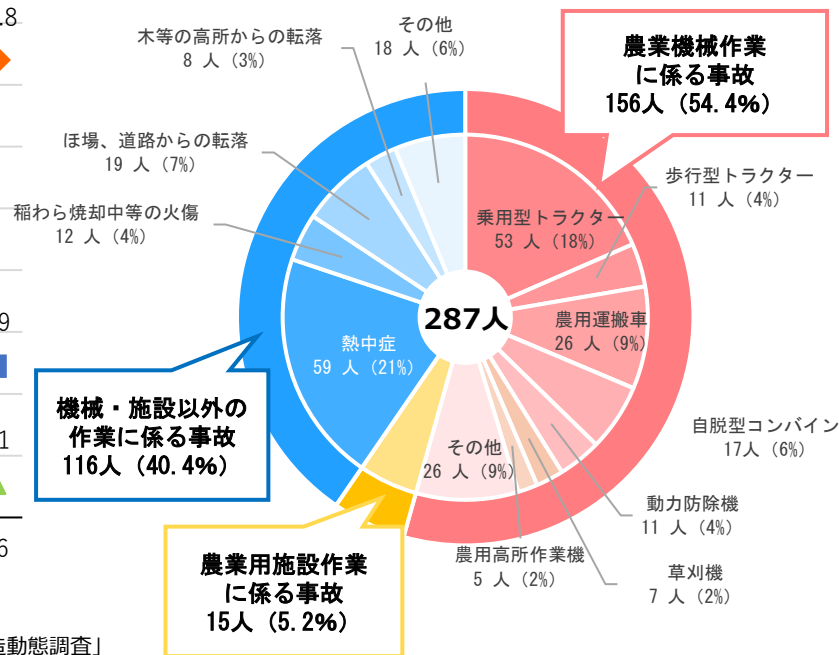
就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



資料：死亡者数 農業：農林水産省「農作業死亡事故調査」
他産業：厚生労働省「死亡災害報告」
就業者 農業：農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」
他産業：総務省「労働力調査」

注：就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

要因別の死亡事故発生状況（令和6年）



農業の労働災害発生件数（令和6年）

労働者数	労災発生件数（人）		死亡及び休業1か月以上の割合	
	うち死亡者数	うち1か月以上休業		
5人未満	576	12	353	63.4%
5人以上	2,236	11	1,253	56.5%

資料：労働者死傷病報告を基に集計・分析。

⇒ 暫定任意適用の対象となる事業者にも、労働者に対する災害補償責任があり、経営リスクへの備えが必要。

労災保険加入の重要性について①（リスク管理の観点）

- **事業者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合には、療養補償として必要な療養を行う等の災害補償責任を負っている。しかし、労災保険に基づいて補償を受けられる場合には、事業者は災害補償の責を免れる。**
- **暫定任意適用の対象となる事業者であっても、労災保険の加入申請をしておらず、労働者が業務上負傷し、疾病にかかり又は死亡等した場合には、労働基準法による災害補償の規定により、事業主が災害補償責任を果たす必要がある。**

労災保険未加入で、労働災害が発生した場合の負担の例

業務災害	死亡	障害	疾病	負傷
災害事例	<ul style="list-style-type: none"> ・農機の下敷となり死亡 ・作業中に熱中症となり死亡 	<ul style="list-style-type: none"> ・農機具に巻き込まれ片手の全指を切断 ・重機の騒音により両耳に重度の難聴 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業中に熱中症となり入院 ・農薬散布作業中に中毒症状を発症し入院 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械作業中に裂傷 ・収穫作業中に高所から転落し大腿部を骨折
労災保険補償例	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族補償(一時金) 約1,000万円 ・葬祭料 約60万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養補償(医療費) 約100万円 ・障害補償(一時金) 約670万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養補償(医療費) 約20万円 ・休業補償 約1.2万円 <p>※ 2日間程度の入院の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・療養補償(医療費) 約80万円 ・休業補償 約12万円 <p>※ 20日間程度の入院の場合</p>
労働者の負担	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の倒産等で求償ができない場合には、十分な補償が受けられない可能性 			

※本表における医療費等の額は、参考として一定の前提の下で農林水産省において試算したものであり、記載した業務災害が実際に発生した場合における額とは異なる点について留意が必要。
 ※本計算に当たっては、年齢40歳、月収30万円、年収400万円の従業員が被災したと仮定して農林水産省において試算。

労災保険加入の重要性について②（選ばれる職場作りの観点）

- 雇用就農者が就農前に重視した労働環境については、特に「安定した収入」、「労災保険への加入」等の割合が8割を超えている。
- スポットワークのアプリを運営している企業で、サービス利用の条件として「労災保険への加入」を義務付けている場合もある。

雇用就農前に重視した労働環境（n=912）

（単位：％）

選択項目	重視する
所定労働時間が1日8時間以内、週40時間以内であること（繁忙はあるが、年間を通じて週40時間以内となっている場合も含む）	50.0
休憩時間について、労働時間が6時間以上の場合は45分以上、8時間以上の場合60分以上確保されていること	65.6
週1回以上、または4週間を通じて4日以上の日が確保されていること	76.3
週2日の休日確保されていること	52.7
労働環境等 時間外及び休日の労働について、所定の割増賃金が支払われること	70.3
休暇が取得しやすいこと	73.0
1ヶ月当たりの時間外及び休日の労働時間が45時間以内、かつ年間の時間外及び休日の労働時間が360時間以内であること	59.5
雇用保険の加入	84.9
労災保険の加入	84.1
健康保険の加入	84.3
厚生年金保険の加入	82.6
給与水準	76.6
安定した収入	85.7
人事評価による昇給	66.0

第5回検討会 有識者ヒアリング資料【抜粋】

（Kamakura Industries株式会社 様）

「dayworkを利用した生産者の変化」

■法令に準拠した雇用

- ・労災保険への加入
- ・労働条件通知書の交付
- ・給与明細の交付
- ・源泉徴収票の交付

※dayworkはアプリ利用生産者に対し、労災保険加入、労働条件通知書の交付、条件の順守、農作業安全への配慮等を求めている。

暫定任意適用を受けている経営体数（加入推進の周知対象）について

- 農林業センサスによると、現在暫定任意適用となっている、常雇いが1～4人の個人経営体又は臨時雇いが1人以上の個人経営体は約20万経営体。
- 令和6年6月時点で、暫定任意適用を受けながら、任意で保険に加入しているのは約2.3万経営体。

雇用をしている経営体数

- ・ 雇用のある経営体数 : 約23万経営体※1
- ・ 個人経営体のうち、
常雇い1～4人又は臨時雇い1人以上の経営体数
: 約20万経営体※2

※1 2025年農林業センサスにおける「雇い入れた実経営体数」

※2 2025年農林業センサスにおける「常雇い1～4人の個人経営体数」と「臨時雇い1人以上の個人経営体数」の合計から、重複する経営体数及び「臨時雇い1人以上であって常雇い5人以上の個人経営体数」を除いたもの（組換集計）

【参考】

- ・ 任意適用事業場数：約2.3万
※ 令和6年6月時点 厚生労働省データ
労災保険に任意加入した後に、暫定任意適用事業に該当しなくなった事業が含まれ、また、当初適用事業として労災保険に加入し、その後、暫定任意適用事業に該当するに至った事業を含まない。

農林業センサスにおける定義

常雇い：

あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で、主に農業経営のために雇った人をいう。

臨時雇い：

日雇い、季節雇いなど農業経営のために一時的に雇った人のことをいう。

手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

労災保険料の負担（試算）

年間賃金	保険料負担額
20万円（注1）	2,600円
120万円（注2）	15,600円
300万円（注3）	39,000円

※ 農業の保険料率は1.3%

（注1）日当1万円で、農繁期1か月（20日）働いた場合

（注2）月給20万円で、6か月働いた場合

（注3）月給20万円で通年雇用、賞与30万円×2回 の正社員の場合

<見直しに向けた状況>

労災保険制度の在り方に関する研究会

1 趣旨・目的

労災保険制度は、業務上の災害発生に際し、事業主の補償負担の緩和を図り、労働者に対する迅速かつ公正な保護を確保するために昭和22年に制定され、近年は、二次健康診断等給付の創設（平成12年改正）、複数就業者の増加等を踏まえた通勤災害保護制度の拡充（平成17年改正）、船員保険の被保険者を適用対象とする改正（平成19年改正）、複数業務要因災害に関する保険給付の創設（令和2年改正）等、それぞれの時期における社会的ニーズに対応した改正を重ねてきた。

一方、女性の労働参加の進展や更なる就労形態の多様化等、労災保険制度を取り巻く環境は常に変化を続けている。

このような状況を踏まえ、労災保険制度の現代的課題を包括的に検討することを目的に、「労災保険制度の在り方に関する研究会」を設置した。

2 構成員

- ◎ 小畑 史子（京都大学大学院人間・環境学研究科教授）
- 笠木 映里（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 小西 康之（明治大学法学部教授）
- 坂井 岳夫（同志社大学法学部教授）
- 酒井 正（法政大学経済学部教授）
- 地神 亮佑（大阪大学大学院法学研究科准教授）
- 中野 妙子（名古屋大学大学院法学研究科教授）
- 中益 陽子（亜細亜大学法学部教授）
- 水島 郁子（大阪大学大学院高等司法研究科教授）

〔◎座長〕

3 開催状況

- 令和6年12月24日 第1回 労災保険制度の在り方に係るフリーディスカッション（キックオフ）
- 令和7年2月4日 第2回 労災保険制度の在り方について（給付関係等）
→遺族（補償）等年金
災害補償請求権及び保険給付請求権に係る消滅時効
- 2月21日 第3回 労災保険制度の在り方について（給付関係等）
→遺族（補償）等年金 一生計維持要件
遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額
社会復帰促進等事業
- 3月12日 第4回 労災保険制度の在り方について（適用関係等）
→労災保険法の適用範囲（総論）
特別加入
家事使用人に係る災害補償・労災保険適用
暫定任意適用事業
- 4月4日 第5回 労災保険制度の在り方について（徴収関係等）
→メリット制
労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題
- 5月30日 第6回 労災保険制度の在り方について（給付・適用・徴収等関係）
→給付・適用・徴収等の個別論点のうち議論を深めていただきたい点
- 6月18日 第7回 労災保険制度の在り方について（給付・適用・徴収等関係）
→論点整理
- 7月29日 第8回 中間報告書とりまとめ

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書（抜粋）

3 暫定任意適用事業について

（1）現状－暫定任意適用の経緯について

労災保険は、原則として、労働者を使用する全ての事業に適用されるが、農林水産業のうち、小規模な個人経営の事業については、「暫定任意適用事業」として、強制適用の例外となっている。

なお、暫定任意適用事業であっても、労働者の過半数が労災保険の加入を希望する場合は強制適用の対象となる。

昭和22年の労災保険法の制定当時、同法では強制適用事業と任意適用事業とがそれぞれ書き分けられていたところ、昭和40年改正法により、労災保険に本格的な年金制度が導入され、給付改善がなされたことで、全面適用への要請が強まるに至り、「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」（昭和44年法律第83号。以下「昭和44年改正法」という。）では、現行の労災保険法第3条第1項が整備され、昭和44年改正法附則第12条に暫定任意適用事業が規定されるとともに、対象事業は政令に委任されることとなった。その後、「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律」（平成2年法律第40号。以下「平成2年改正法」という。）により昭和44年改正法が改正されたことで、強制適用の範囲が更に拡大し、現行の暫定任意適用事業の範囲となっている。

これまで暫定任意適用事業が存置されてきた理由については、

- ・「ゆい・手間替え⁹」といった農業独自の労働慣行があるため、労働者か使用者かといった見分けがつきにくいこと
- ・農繁期のみにも労働者を使用することが多く、実態把握が困難であること
- ・小規模の農林水産業は、家族労働を中心とする自営業に近く、かつ、広範囲な地域に散在するなど事業の性質上実態把握が困難であること
- ・その対象者数が膨大であり、あわせて災害が多発していないこと

等が指摘されてきた。

⁹ ゆい・手間替えの定義について、昭和52年農林省統計情報部の1975年農業センサスでは、「農業相互間の労力交換のことで、労力の等価交換を原則としているすべての労力交換が含まれる。したがって労力の過不足を金銭、物品で清算したものも該当する。……(中略)……共同田植、共同防除などの共同作業で作業をしてもらった場合もここに含める。」とある。

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書（抜粋）

3 暫定任意適用事業について

（２）暫定任意適用事業である農林水産業への適用について

暫定任意適用事業とされてきた農林水産業への適用の在り方について議論を行った。現行の暫定任意適用事業については、強制適用すべきとの方向性については意見が一致したが、適用の課題とされてきた適用事業の把握や事業主の事務負担等の課題が解決される可能性がどの程度あるのかは検証することが必要との意見があった。

具体的には、

- 暫定任意適用事業となっている農業についても強制適用すべきと考える。労働実態の把握が困難であることが理由とされてきたが、農業特有の労働慣行がみられなくなって、「労働実態」は少しずつ現代的になっているはずであり、「把握」の手段も多様化している。言うまでもなく、農林水産業労働者の保護の必要性もある。

また、労働基準法ならびに労災保険制度を、家事使用人に関し私家庭に適用するのであれば、暫定任意適用事業にも適用しなければバランスが悪い。

把握の課題については、暫定任意適用事業は家事使用人の適用において使用者となる私家庭よりも把握は困難ではないと思料。

家事使用人についての見直しと併せ、徹底した周知を図ることが考えられ、少なくとも新規事業については強制適用を徹底することが可能であり、必要である。

- 農林水産業を強制適用としない根拠は乏しい。労働基準法では農林水産業も労働として見分けられる前提である一方で、労災保険法では労働者かどうか見分けられないというの一貫性がない。

海外では賃金支払いの点で他の業種と違うものに、みなし保険料の仕組みを設けているケースもあるが、日本では農林水産業でも最低賃金法が適用されるので、この点でも特別に扱う必要はない。

逆選択の問題¹⁰はあるが、過半数の希望や法人化した場合のように、現在でも事業側（事業主や労働者）の選択により特別加入している場合には強制適用となることからみて、農林水産業についてはリスクの高い事業が保険の利益を享受しやすい逆選択の弊害はある程度許容されているように見える。

- 労働者として働く人については確実に労災保険への加入が行われるよう、暫定任意適用事業の速やかな見直しが必要。との意見があった。

同時に、

- 農業分野における暫定任意適用事業の強制適用化は望ましいが、農業の全面適用による事業者の把握や保険料の徴収といった実務上の課題については、農業協同組合の協力等の枠組みが活用可能なのか、どれだけの実効性が期待できるのか、農林水産省とも協力して検討をしていくべき。また、農業のみならず、林業、水産業を含めいずれの分野でも、全面適用に向けては、保険料の徴収等の運用面での課題や、零細事業主の事務負担等も十分に踏まえながら検討が進められるべき。

との意見があった。

10 強制適用された場合、事業主が成立届を出さず保険料を滞納しても、労災が起これば労働者に給付が行われ、かつ、事業主に追徴される保険料には限度があるので、労災が発生しない以上は積極的に適用手続を行ったり保険料を納付したりしない、逆にいえば、労災が発生した事業ばかりが適用手続をとるような状況となりやすい、という意味

労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書（抜粋）

3 暫定任意適用事業について

暫定任意適用事業である農林水産業への適用について

暫定任意適用事業については、労働実態を把握する手段も多様化していると考えられることや既に労災保険に加入している暫定任意適用事業をみても、重大事故が散見され、保護の必要性が高まっているといえることを踏まえれば、農林水産省とも連携の上、順次、強制適用に向けた検討を進めることが適当と考える。

ただし、その際、農林水産事業者の理解に加え、これまで適用上の課題とされてきた事業者の把握や、保険料の徴収上の課題がどの程度解決されつつあるのかの具体的な検証が必要であり、また、零細な事業主の事務負担の軽減等も十分に配慮する必要がある。この点、例えば、事業主と関係団体等との連携や協力の在り方等についての検討も含め、その実現可能性や実効性についても農林水産省の協力も得つつ、検討することが必要である。また、林業及び水産業についても農業と同様、課題の解決策を検証した上で検討を進める必要がある。

暫定任意適用事業のうち、保険関係を成立している事業の被災状況の調査結果

○ 令和6年6月19日時点において、任意適用事業場として保険関係を成立している事業場（25,602件）を対象に、令和3年度から令和5年度までの期間に支給決定された重大事故（※1、2）の内容は以下のとおり。

業種	災害種別	被災時年齢	障害の状態	障害等級	災害発生状況等	
					件数	件数
農業	機械事故	40	左上肢の欠損(肘関節以上で欠損)	4級	餌を作る作業場で大型攪拌機の電源が入っている状態でグリスをさそうとしたら、腕が挟まって巻き込まれ負傷。	3件
		73	左足指欠損、両下腿骨折、右リスフラン関節骨折	6級	収穫畑に移動するためトラクターのバケットに乗り、両足を出した状態で移動した際、道路に出ているコンテナにぶつかり両足が挟まれて負傷。	
		30	左下肢の欠損(大腿切断)	4級	レンコンの収穫作業中、下半身が耕運機の下に潜り込むような体勢となり、左足が耕運機のかご車輪に巻き込まれ負傷。	
	転倒・転落・滑落・衝突	32	第3、5、6、8胸椎圧迫骨折	6級	牛舎内で搾乳作業中、搾乳室の扉を開けようと牛の背後から近づいたところ牛に蹴飛ばされ、さらに背中側を蹴られ負傷。	4件
		63	頸椎棘突起骨折、胸椎破裂骨折、右踵骨折、左足関節骨折	5級	厩舎2階に保管していた牧草ロールを廊下で落とす作業において、下にいた被災労働者に牧草ロールがぶつかり負傷。	
		78	第1腰椎圧迫骨折	6級	肥料の入ったバケツを持ちながら施用作業をしていたところ、畝につまずきしゃがんだ際にバランスを崩し腰を捻った。	
		77	頸髄損傷(高度四肢麻痺)	1級	みかんの収穫作業時、脚立から降りる際に掴まっていた木の枝が折れ脚立から転落、コンクリート道まで転げ落ち全身を強打。	
漁業	機械事故	—	—	—	0件	
	転倒・転落・滑落・衝突	46	外傷性頸椎椎間板ヘルニア、左肩・左肘挫傷	7級	漁船上にて魚の網上げ作業中、波で船体が大きく揺れた時にワイヤーロープが跳ねて頸部から左肩・左肘にかけて強く当たり、頸部を後ろ向きに捻った。	1件
	その他	21	脳損傷(高次脳機能障害)	5級	通勤時、軽トラックを運転して漁港へ向かっている際に、鹿との接触事故により負傷(通勤災害)。	1件

業種	災害種別	被災時年齢	死因等	災害発生状況等	
				件数	件数
農業	機械事故	56	多臓器不全	圃場でトラックに積まれたトラクターを降ろす作業をしていた時に、固定式の鉄製ロープを使用して降ろすべきところ歩板を使用し、更にその歩板をピンで固定しないままトラクターを降ろしたため、トラクターが横転、その下敷きになり死亡。	3件
		82	第7頸椎脱臼骨折	軽トラックに空コンテナを積み、みかん畑への移動中、運転操作誤りで道路から約1m下のみかん畑に転落し死亡。	
		22	外傷性ショック	農場において、トラクターの動力により駆動する大型攪拌機に牧草を投入していたところ、攪拌装置内のスクリー状の歯に全身を巻き込まれ死亡。	
	その他	61	心筋梗塞	長期間の加重業務により心筋梗塞を発病し死亡。発症前1ヶ月の時間外労働時間数は約161時間、発症前2～6か月間における時間外労働時間数の最大は155時間。	2件
		24	外傷性大動脈損傷	事業主の所有車で作業場である畑に向かい運転していたところ、前を進行していた2台の車に追い越しをかけようとしてセンターラインを超えたところ、反対車線を進行してきた車と正面衝突し、死亡。	0件
林業	機械事故	—	—	—	0件
	転倒・転落・滑落・衝突	49	窒息(倒木による胸部圧迫)	伐採作業中、後方の雑木が被災者の上に倒れ、その下敷きになったことにより胸部を圧迫する負傷、窒息死により死亡。	3件
		68	頸髄損傷、敗血症	伐採木の搬出中、材木運搬車の運転操作を誤り、材木運搬車とともに約2m下へ落下、頸髄損傷他を負い療養していたが、その後敗血症で死亡。	
58	脳挫傷、頭蓋底骨折	斜度55.8度～63度の斜面上において、木の伐採作業を行っている最中、斜面から約10m下の作業道に滑落し、頭等を打って死亡。被災労働者は保護帽、要求性能墜落制止用器具を着用していなかった。	0件		
漁業	機械事故	—	—	—	0件
	転倒・転落・滑落・衝突	63	海への転落(行方不明)	刺網漁業のため出向し、漁場へ向かう途中で船内から行方不明、海に転落したと推定された。	4件
		78	両側気胸、骨盤骨折	昆布の洗浄作業を行っていたところ、同僚の運転するトラクターショベルが洗い場に侵入し、被災労働者はトラクターショベルの下敷きになり死亡。	
		72	溺水	船上でロープの長さを調節している時に、ロープが体に絡まり、ロープと一緒に海に転落し、溺水により死亡。	
46	溺水	漁からの帰港中、船内から行方不明となった。2時間後、別漁船の網に被災者が掛かり発見、溺死していることが確認された。	0件		

※1 遺族(補償)等給付及び障害(補償)等給付のうち障害等級7級以上(年金)の事案を対象とした。なお、障害等級8級以下(一時金)について支給決定された事案は114件

※2 障害(補償)等給付について、林業では該当事案なし

改正の趣旨

就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、労働者災害補償保険の遺族補償年金における支給要件等の見直し、特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体が同保険の適用を受けるための要件の法定化、同保険の適用事業に関する暫定措置の廃止等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 遺族補償年金における支給要件等の見直し【労働者災害補償保険法、船員保険法、石綿による健康被害の救済に関する法律】

- ① 遺族補償年金等、特別遺族年金等について、夫にのみ課せられた支給要件（妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にある者）を撤廃する。
- ② 遺族補償年金等について、遺族が1人の場合の年金額を、現行の給付基礎日額の153日分（55歳以上又は一定の障害の状態にある妻は175日分）から、一律で175日分に改める。

2. 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し【労働者災害補償保険法、船員保険法、労働基準法】

- その疾病の性質上、災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、療養補償給付等の請求権等の消滅時効期間を2年から5年にする。

3. 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止【失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正法】

- 労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする。

4. 特別加入団体の要件の法定化等【労働者災害補償保険法】

- ① 労災保険の特別加入団体（一人親方等の特別加入に係る手続等を行う団体）について、現在は通達等で定めている労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定する。
- ② 特別加入団体に対する業務改善命令や、当該命令に違反した場合に当該団体についての保険関係を消滅させることを可能とする。

5. 社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てに係る審査請求先等の見直し【労働者災害補償保険法】

- 現行では行政不服審査法の対象とされている、社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てについて、労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とし、審査請求先及び再審査請求先を労災保険給付に関する決定への不服申立てと同様とする。

等

施行期日

このほか、平成19年の雇用保険法等の一部改正法で改正を要した失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正法等の整備法第5条第2項について、規定の形式的修正を行う。

令和9年4月1日（ただし、3は公布の日から起算して5年以内の政令で定める日）

農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会

- 農業法人等が、人・農地の受け皿として将来にわたって発展していくためには、他産業と遜色のない雇用環境の整備が急務。
- 食料・農業・農村基本法に「農業の雇用に資する労働環境の整備」が明記されたことを受け、「農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」を設置し、労働法制の在り方も含めた政策の在り方について検討を深めているところ。

委員（令和7年12月時点）

梅本 雅（座長） （株）ファーム・マネージメント・サポート 代表取締役
（元農研機構非常勤顧問）

生部 誠治 （一社）全国農業協同組合中央会
参事兼営農・担い手支援部長

笠木 映里 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

川口谷 仁 （公社）日本農業法人協会 副会長

佐藤 陽平 （一社）全国農業会議所 経営対策部長

鈴木 泰子 全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク 会長

中村 美紗 株式会社フルトリエ代表取締役

前田 彩花 全国農業青年クラブ連絡協議会 会長

開催状況

第1回（令和6年10月）

- ・ 農業をとりまく労働環境や他産業との比較、労働関係法制の現状整理等
- ・ 被用者保険制度の見直しの方向性

第2回（令和6年11月）

- ・ 被用者保険制度の論点整理（見直しの意義、経営への影響や事務負担など）
- ・ 暫定任意適用となっている労災保険制度の現状分析等

第3回（令和7年2月）

- ・ 暫定任意適用となっている雇用保険制度の現状分析等
- ・ 農業雇用の実態に係る統計データの研究・分析（有識者ヒアリング）

第4回（令和7年3月）

- ・ 雇用環境整備に取り組む農業経営者からのヒアリング

第5回（令和7年6月）

- ・ 農業の人材確保や労働環境の整備に関する有識者からのヒアリング

第6回（令和7年8月）

- ・ 被用者保険の改正内容報告
- ・ 労災保険制度における暫定任意適用に係る課題の洗い出し

第7回（令和7年12月）

- ・ 労働政策審議会（労災保険部会）における議論の報告
- ・ 労災保険の加入促進

暫定任意適用事業とされている農業を強制適用とすることについて

- 多数かつ全国に広く存在すると考えられる**対象経営体**に対し、**労災保険の意義の理解、加入の要否の判断等に資するわかりやすい制度周知**を行う必要。強制適用するに当たり課題とされていた**経営体の把握等への対応**や、新たに保険に加入することとなる**経営体の事務負担の軽減**など、**厚生労働省及び農林水産省が連携して施行までに準備を進める必要**。

(参考)「農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」における主な意見について

1. 暫定任意適用事業について

- ▶ **強制適用に向けた検討を進めることについて、賛成**である。
- ▶ 労働者の保護は**産業間で差があつてよいものではない**。また、保険料負担よりも、**労働災害が発生したときの経営者負担の軽減**というメリットの方が大きい。

2. 農業経営体の把握・制度周知について

- ▶ 対象となる経営体を特定して個別に周知するのではなく、**農業経営体全般に対して周知が必要**。また、農業経営体だけでなく、**働く側へのアプローチ**も必要。
- ▶ **地方行政・労働基準監督署等の公共機関やJA・全国農業会議所等の農業団体**が果たす役割は非常に大きい。**厚生労働省、農林水産省とも様々な連携をして周知を図っていただきたい**。
- ▶ 強制適用になったから加入するのではなく、自身の経営を守るために加入が必要なんだという、**農業者が納得できるアプローチが必要**。そのためには**時間をかけてケア**すべき。
- ▶ 農業の特殊性として、ゆい・手間替えや家族労働力など、契約関係の無い曖昧な形で労働提供がされることがある。そこを改めて、**労働者としての性格を明確にして進めていくことが必要**。

3. 事務負担の軽減について

- ▶ 加入に対する支援があると非常に効果的。社労士との連携等による**加入手続のバックアップへの公的な支援**が必要。それによって各地域の農協や農業委員会等も動きやすくなるのではないかと。
- ▶ **労務管理ソフトやオンライン申請の活用を進める**ことによって、事務負担を減らしていく取組も有効だと思う。
- ▶ 保険料算定時の事務を簡素化するため、**賃金台帳の整備も同時に推進**する必要。

<労災保険加入及び農作業安全の推進>

労災保険の任意加入の推進について

- 任意加入を促進し、労働災害発生防止の取組とあわせて対象者に制度を周知。同時に、個別の相談・加入手続支援等にしっかりと対応できる体制を整備。

<雇用体制強化事業（R7補正）による対応>

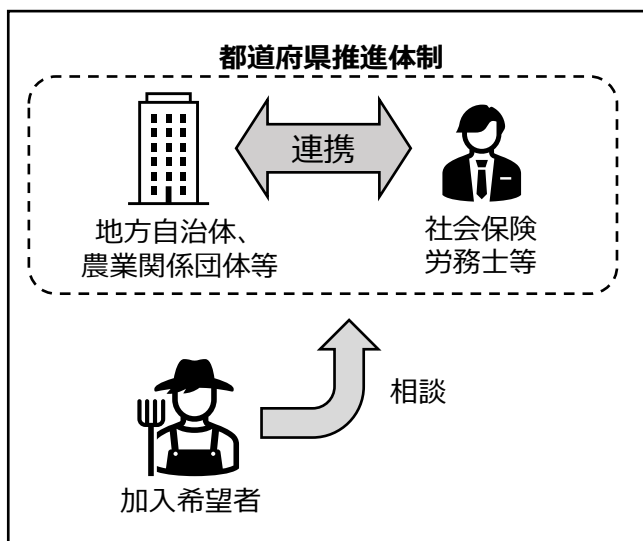
制度周知・任意加入の推進体制整備

<全国推進体制>

- ・ 労災保険の制度説明資料等の作成・広報活動
- ・ 労災保険の加入促進に関する先進事例調査
- ・ 加入マニュアルの作成 等

<都道府県推進体制>

- ・ 加入手続きの支援体制構築
- ・ 労災保険加入の手続支援相談会の開催
- ・ 労働安全の研修会の開催 等



(取組例)



保険加入の手続支援相談会



労働安全の研修会

加入手続等に対する支援

✓ 専門家へのコンサルティング相談

- ・ 保険加入の必要書類作成
- ・ 就業規則の策定 等

✓ 経営者向け研修会

- ・ 労災保険をはじめとした労働関係法制等に関する研修の実施

✓ 労務管理のためのITツール導入

- ・ 労災保険加入に必要な、勤怠状況や賃金支払情報の整理 等



専門家へのコンサルティング相談



勤怠状況等の管理ツール導入

推進体制の整備について

- 被用者保険制度の改正や労災保険制度の加入推進、農作業安全活動の普及等のためには、**きめ細やかな周知の実施及び現場のフォロー体制構築**が必要。
- **推進母体となる全国組織の活動に対する支援**とともに、**都道府県段階**においても国と関係機関が連携し、**相談窓口の設置**や**労働保険事務組合の設立**等のフォロー体制整備、**農業者向けの周知活動**等を推進していく。

全国段階

- ・ **全国組織の体制整備**
- ・ 労働関係法制の制度変更や労働環境改善、農作業安全等に係る**普及啓発資料の作成・配布、説明会の開催**
- ・ 労災保険の加入促進等に関する**先進事例調査**
- ・ 都道府県段階での活動に対する**指導・助言** 等

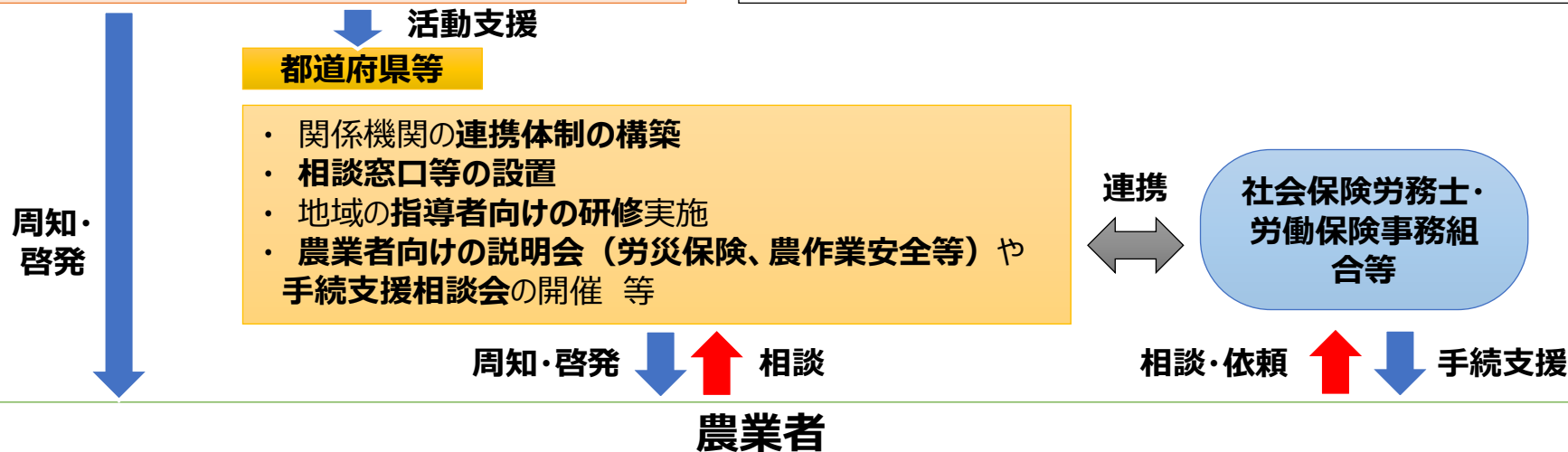
※ 農林水産省と厚生労働省が連携して

・ 全体周知・任意加入促進

(労災保険のメリット等を周知するためのパンフレットの作成・配布、自治体・団体等への説明会の実施等)

・ 体制整備・加入手続支援

(相談窓口の整備等、労働保険事務組合の育成・確保、専門家によるコンサルティング、ITツールの導入等への支援等)



<今後のスケジュール (想定) >

4～6月

- 周知チラシ等の作成
- 自治体・団体向け説明会 (全県)

7～12月

- 加入マニュアル・書類ひな型などの作成
- 都道府県段階の取組の進行 (地域別の担当者研修会、農家向け説明会等)

農業者のみなさんへ

農作業中の死亡事故が急増中です！

全産業平均の **13倍**

※令和6年農水省の発表による

事故は突然。起きる前に 労災保険

労働災害が発生したら？

事業主の方には、労働者の方の業務上の負傷・疾病などが発生した場合、必要な治療費を負担するなどの**災害補償責任**があります。

労災保険に加入していると

労災保険に加入している場合は、労災保険による給付が行われ、事業主は労働基準法上の補償責任を免れます(ただし、労災によって労働者が休業する際の休業1~3日目の休業補償は、労災保険から給付されないため、労働基準法で定める平均賃金の60%を事業主が直接労働者に支払う必要があります)。

一般社団法人全国農業会議所

見直しませんか 農作業中の安全対策

●農作業中死亡事故者数、10万人当たり死者数



熱中症 対策方法

- ・熱中症警戒アラートの確認
- ・こまめな休憩・水分補給
- ・対策アイテムの活用

農機具事故 対策方法

- ・正しい服装での作業
- ・単独作業の回避
- ・シートベルトの着用

万が一のときも 労災保険があれば安心

労災保険の加入意義・制度

制度の概要

業務中の怪我・病気に対して、労災保険によって給付がなされる場合に、本来、事業者が労働基準法に基づき負うべき災害補償責任が免除されます。

また、労災保険では、災害補償責任に対する補償のほかにも、休業補償の上乗せ給付(特別支給金)や通勤時に怪我・病気にかかった場合(通勤災害)等の給付も行います。

そのため、労災保険は、雇用環境の向上と経営リスクの備えとして、事業主と労働者の双方を守る制度といえます。

任意加入対象者

従業員数が常時5人未満の個人事業(一定の危険・有害作業を行う事業および事業主が特別加入している場合を除く)

補償内容(例)

- ①農機具の下敷きとなり死亡
→遺族補償
年間約194万円 + 一時金300万円
(遺族が妻のみの場合)
葬祭料 約60万円
 - ②作業中に熱中症となり入院(5日間)
→療養補償(医療費) 約20万円
休業補償 約1.6万円
- ※年齢40歳、月収30万円、年収400万円の従業員が被災したと仮定して試算

事業主の方も加入できる制度があります 特別加入

特別加入とは、農業者本人(法人代表者、役員など)でも一定の要件を満たしていれば被保険者として労災保険に加入できる制度です。

特別加入を希望する方は、特別加入団体または労働保険事務組合に加入申請をする必要があります。JA等が特別加入団体や労働保険事務組合になっている地域もありますので、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。

※事業者が特別加入している場合、同事業所で雇用している従業員(パート・アルバイト含む)は加入しなくてはなりません。

労災保険の任意加入についてはこちら

農作業安全と労災保険：農林水産省



特別加入制度についてはこちら

農業者のための労災保険の特別加入制度：農林水産省



<対策のポイント>

農業従事者の減少が加速する中、雇用による人材獲得・定着を図るために、働きやすい環境づくりや労働関係法制の見直しに対応するための体制整備、他産地・他産業との連携による労働力確保等を支援します。

<事業目標>

農業分野における労働環境の改善

<事業の内容>

1. 働きやすい環境づくりコース

地域協議会等※が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する就業に関するルール策定や見直し、従業員の労働負荷軽減に資する取組、マネジメント体制強化のためのシステム導入等を支援します。

※ 関係機関（地方自治体・JA等）+ 農業経営体3者以上（人材を雇用する経営体が少ない地域で、地域の核となる農業経営体の場合、1者以上で可）

2. 推進体制整備コース

労働関係法制の見直しに対応するための周知活動や現場のフォロー体制の構築、労災保険の任意加入を促進するための取組を支援します。

<全国事業>

各種制度の周知のための説明会の実施、労災保険の加入促進のための事例調査・手引き作成 等

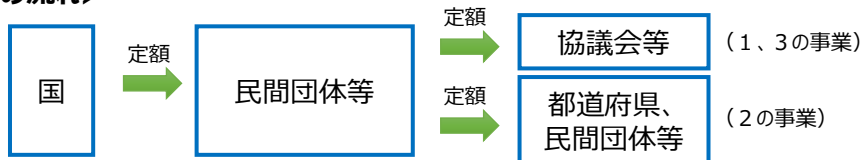
<都道府県事業>

地方自治体や農業関係団体と社会保険労務士等が連携する体制の構築、労災保険加入の手続支援相談会の開催 等

3. 産地間連携等推進コース

繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保を推進するための労働力調査等の実施を支援します。

<事業の流れ>

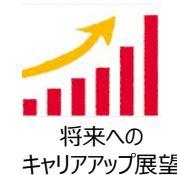


<事業イメージ>

1 働きやすい環境づくりに対する支援

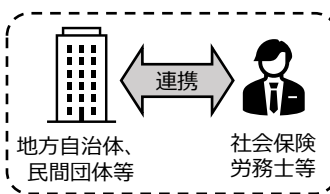
【取組例】

- 就業規則の策定・見直し
社会保険労務士等へのコンサルティング相談等
- 働きやすい環境づくりのための研修
外部講師を招いた研修会の開催等
- 労働負荷の低減
作業のマニュアル化、工程見直し等
- マネジメント体制の強化
人事制度や人材管理システムの導入等



社会保険労務士へのコンサルティング相談

2 推進体制の整備 (都道府県事業)

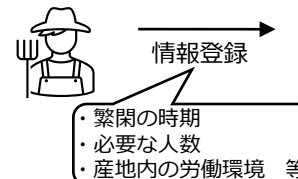


【取組例】



3 産地間連携等の推進

<人材不足産地>



<実施主体>



<人材を送り込みたい産地>



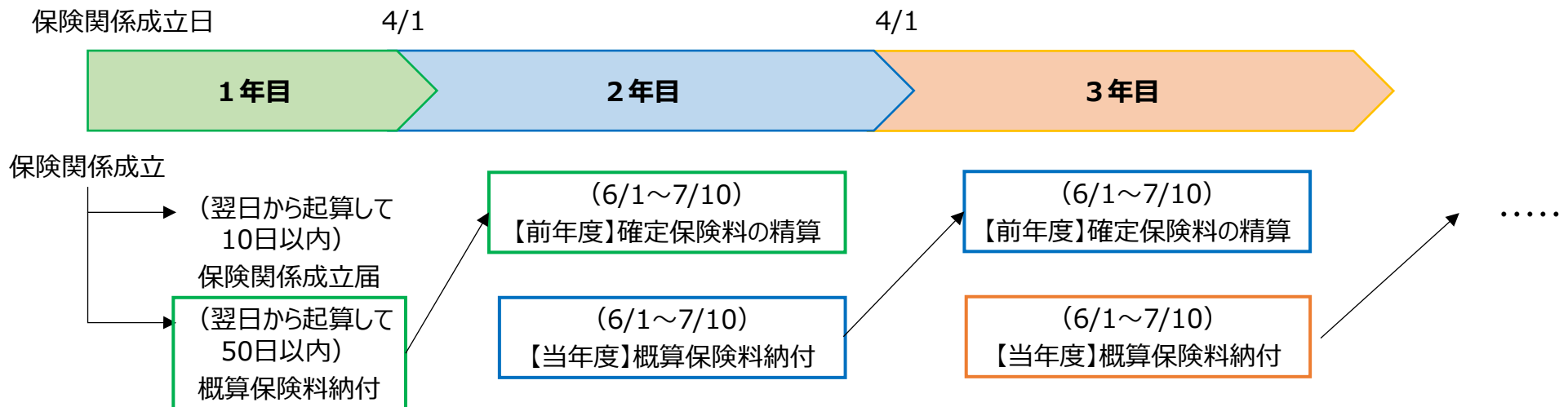
<他産業の企業>



< (参考) 労災保険加入等の手続き >

労働保険における保険料納付の流れ

- ① 初めて雇用が発生したタイミングで、「**保険関係成立届**」を提出（労基署）
【保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内】
- ② 当年度の**賃金総額の見込み**を計算し、「**概算保険料申告書**」を提出し、**概算で納付**（労働局、労基署又は金融機関）
【保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内】
- ③ 「**賃金集計表**」を作成し、**3月31日を過ぎたら、確定保険料を計算**
〔 ※ 当初は見込んでいなかった雇用（季節雇い、日雇い等を含む）が発生した場合も、その都度手続きする必要はなく、3/31以降の確定保険料の計算の中で一括処理する 〕
- ④ 「**確定保険料申告書**」を提出し、**前年度の確定保険料を精算**。
併せて、**当年の保険料を概算納付**（②と同様）（労働局、労基署又は金融機関） 【6月1日～7月10日】



労働災害等によって労働者が1日でも休業したときは、事業者は労働基準監督署に対し、「労働者死傷病報告」を行う必要。

- ① 休業4日以上（死亡を含む）の場合は遅滞なく報告
- ② 休業4日未満の場合は四半期ごとに報告

労働保険の保険料算出・納付

【概算保険料の算出】

$$\left(\begin{array}{l} \text{1か月あたりの賃金総額} \\ \text{(概算)} \end{array} \times \text{月数} + \begin{array}{l} \text{賞与等臨時給与の額} \\ \text{(概算)} \end{array} \right) \times \text{保険料率}$$

【確定保険料の算出】

雇用主は、確定保険料の算出のために、「賃金集計表」を作成し支払実績を計算。
(提出は不要)

$$\left(\begin{array}{l} \text{1か月あたりの賃金総額} \\ \text{(実績)} \end{array} \times \text{月数} + \begin{array}{l} \text{賞与等臨時給与の額} \\ \text{(実績)} \end{array} \right) \times \text{保険料率}$$

【保険料の納付方法】

金融機関や郵便局では、労働保険の申告と納付を同時に実施可能。

納付は別途行い、申告書を労働基準監督署か労働局に提出することも可能。

保険料は、要件(※)を満たしていれば一括納付ではなく年3回に分けて納付することも可能。

(※ 概算保険料額が40万円(労災保険又は雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上又は労働保険事務組合に委託した場合)

【参考】事業者の帳簿作成・保存について

○ 労務管理における代表的な4帳簿

	主な記載事項
労働者名簿	①氏名、②生年月日、③履歴、④性別、⑤住所、⑥従事する業務の種類、⑦雇入の年月日、⑧退職の年月日及びその事由、⑨死亡の年月日及びその原因
賃金台帳	①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働、休日労働及び深夜労働の時間数、⑦基本給、手当、その他賃金の種類ごとにその額、⑧賃金の一部を控除した場合はその額
出勤簿	出勤日毎の始業と終業の時刻
年次有給休暇管理簿	①年次有給休暇を使用した日付（時季） ②年次有給休暇の取得日数、③年次有給休暇が付与された日付（基準日）

○ 帳簿等の保存義務

（労働基準法第109条） 記録の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならない。

（注1）労働基準法第143条の規定により、当分の間、3年間とされている。

（注2）労働関係に関する重要な書類には、タイムカード等の労働時間の記録、労使協定の協定書などが含まれる。

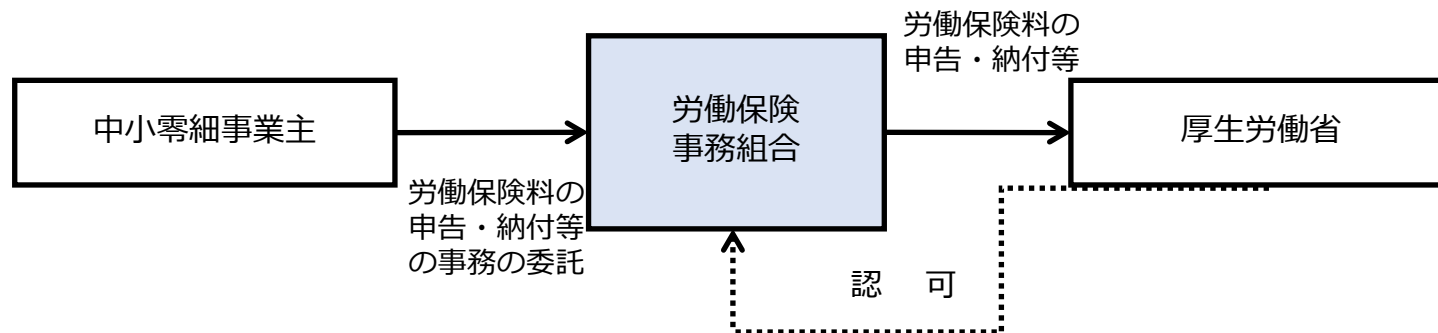
（注3）所得税法第231条の規定により、給与支払明細書の交付が義務付けられている。

- 労働保険事務組合制度：
中小零細事業主が、事務負担を軽減するため、労働保険料の申告・納付等や各種届出等の労働保険事務を厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体（商工会、事業協同組合等）に委託できる制度

<参考>

労働保険の保険料の徴収等に関する法律
第33条第1項

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主（厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。）を処理することができる。



(令和6年度末実績)

事務組合数	8,901組合
委託事業数	約140万事業（全適用事業に占める割合：40.7%）